平成３０年（フ）第１４３号
神戸市長田区寺池町１丁目１番４号
債務者　林　　導孝
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９７号
神戸市長田区四番町３丁目４番地の14　ユニオンハイツ101号、従前の住所神戸市長田区御船通４丁目８番地の１　ルネタウン御船313号
債務者　川端　優希
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３１号
沖縄県那覇市識名２丁目９番34号　ストリームビストワ205
債務者　田盛　　聡
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第８５号
福岡県久留米市国分町1124番地18
債務者　香月　優二
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第８６号
福岡県久留米市国分町1124番地18
債務者　香月　頼子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第５９号
神奈川県横須賀市鷹取１丁目19番10号　シティハウス103
債務者　大野　仁子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第７５号
神奈川県横須賀市野比２丁目４番Ａ－103号
債務者　高橋　弘行
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第７６号
神奈川県横須賀市野比２丁目４番Ａ－103号
債務者　高橋　朋子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２６号
山口県防府市敷山町19番23号
債務者　須崎　義昭
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
山口県防府市敷山町19番23号
債務者　須﨑富士子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５２８号
愛知県大府市横根町箕手122番地　プラシード横根102号
債務者　下脇　大樹
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１７５０号
埼玉県上尾市大字上尾下693番地　パナヒカリＢ－101
破産者　大久保幾造
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５１号
埼玉県上尾市大字上尾下693番地　パナヒカリＢ－101
破産者　大久保二三子
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１０号
大阪府岸和田市春木大国町４番19号
破産者　江西　憲一
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
大阪府岸和田市春木大国町４番19号
破産者　江西ひとみ
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６１２号
大阪府岸和田市下池田町２丁目９番31号
破産者　江西　　功
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目10番10―14号
破産者　片岡　良之
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係